

社会福祉法人明清会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明清会（以下「当法人」という）定款第9条及び23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員としての賞与及び退職金手当は支給しない。

(役員等の報酬に算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬は法人から業務等を依頼した場合のみ、別紙1に定める額を支給する。

(2) 実費弁償費については、職員の給与規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則この規程は、平成29年6月23日より施行する。

別紙1 (役員等の報酬)

監事

		報酬
監事監査への出席	財務諸表等を監査し得る者	20,000円
	地域福祉関係者	0円
評議員会への出席		0円
理事会への出席		0円
上記の他、法人及び施設業務のための出席		0円